平成２７年（フ）第１２３号
和歌山県橋本市東家４丁目16番17号
債務者　松野　智美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
和歌山市神前300番地の１　西谷マンション３ＦＢ－１
債務者　池端　美幸
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３号
和歌山市六十谷175番地の16、申立時の住所和歌山市鷹匠町３丁目51番地　辻亀アパート201号室
債務者　北田　正彦
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
山口県岩国市藤生町１丁目22番１号
債務者　大島光祐こと　徐　　光祐
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３２号
山口県大島郡周防大島町大字久賀1119番地１
債務者　長山　聖城
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３１８号
神戸市垂水区馬場通９番16号　ウィステリア垂水202号
債務者　藤田　晋也
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５６号
神戸市北区南五葉２丁目１番29―502号
債務者　日下部素子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７号
青森県弘前市大字南城西２丁目１番地６　小山アパート２号
債務者　町田　　久
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５８号
青森県弘前市大字南城西２丁目１番地６　小山アパート２号
債務者　町田奈津江
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１９６号
千葉県柏市豊四季945番地318　ジュネス豊四季Ｂ―102号
債務者　杉山　宏世
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０号
神奈川県横須賀市吉倉町２丁目59番地　コーポネモト１階左
債務者　栄田　正剛
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５５号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番５―706号
債務者　田伏　里奈（旧姓城戸・齊藤・竹下）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７５号
神奈川県逗子市桜山５丁目７番７号
債務者　原　　隆信
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３号
宮城県石巻市桃生町樫崎字荒戸20番地
債務者　千葉　　香
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第６６３号
愛知県瀬戸市宝ケ丘町47　プチメゾン宝ヶ丘202号室、住民票上の住所愛知県瀬戸市上松山町２丁目16番地の２
債務者　井原　　弘
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
和歌山市紀三井寺１番地の28　雇用促進住宅６棟104号
債務者　中西　　一
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５４９号
名古屋市中村区鳥居通５丁目34番地の２　マンション幸503号
債務者　白根みち子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部